

流山市高齢者等ごみ出し支援事業のご案内

この事業は、高齢者世帯や障がい者世帯などの方で、集積所までごみを出すことができない事情を持つ方のごみ等を戸別収集することにより、在宅での生活を維持できるように支援するものです。

対象者

ごみ出し支援事業を利用することができる方は、次の項目をすべて満たした方が対象になります。

- (1) 市内に居住する方
- (2) ごみ等を自らごみ集積所まで排出することが困難な方
- (3) ご近所の方や身内の方等、他にごみ出しの協力を得ることができない方
- (4) 次のいずれかに該当する方
 - ① 介護保険法に基づき要支援若しくは要介護と認定された方又は同等の状態と認められる方で、おおむね65歳以上のひとり暮らしの高齢者又は65歳以上の方によって構成されている世帯
 - ② ひとり暮らしの障がい者又は障がい者のみで構成されている世帯

申込

申し込みは本人の自筆または親族等の代筆により申し込みができます。郵送でも受け付けます。

添付書類

次のうち、該当するものを添付してください。

なお、同居者がいるときは同居者の分も提出してください。

- (1) 介護保険被保険者証(要介護度及び認定期間の記載があるページ)の写し
- (2) 身体障害者手帳(障害の程度などの記載があるページ)の写し
- (3) 障害福祉サービス受給者証の写し

※ 介護保険の認定の有効期間満了時、変更時には再調査を行います。

※ 障害福祉サービスの介護給付費の支給決定満了時、変更時には再調査を行います。

面談

現在の生活状況についてお聞きします。

- ・ごみの排出状況
- ・身体の状態
- ・買い物や病院等の移動手段
- ・デイサービスなどの利用状況
- ・排出場所の確認

戸別収集開始

- ・指定された日に、排出場所(玄関前・門等)にごみを出す。

【問い合わせ先】
流山市環境部クリーンセンター
〒270-0174 流山市下花輪191
電話 04-7157-7411
FAX 04-7150-8070

【支援までの流れ】

「流山市高齢者等ごみ出し支援事業
利用申込書」の提出



・面談の日程調整(電話連絡)
・面談



可否の決定



戸別収集開始